

○一般名処方の推進について

一般名処方について 現在、全国的に医薬品の供給が不安定な状況となっており、保険薬局や病院 では指定した銘柄の薬が入手困難となっています。このような状況を踏まえ、保険薬局で患者さまに適切な医薬品を提供できるように、厚生労働省より一般名処方の推進が求められています。（保医発 0131 第5号 令和5年1月31日） 当院は外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 であり、院外処方せんの一般名処方を推進しています。また、医薬品の供給が 不足した場合には、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体 制をとっています。ご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。

< 一般名処方とは？ >

特定の銘柄を指定せず、お薬の有効成分名（一般名）を処方せんに記載する 方法です。保険薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できま すので、患者さまに適切に医薬品を提供することが可能となります。

処方せんには、

【般】 + 「一般名」 + 「剤形」（錠剤・散剤など）+ 「含量」 で記載されます。

例：【般】 ○○○○○錠 10mg

※医師が商品名を指定して処方する場合や、後発品が存在しないお薬などに対しては 商品名での記載となります。

令和6年4月1日
国立病院機構熊本南病院